



特集

みんなで元気に
フレイル予防

No.204
広報 たなべ 5月号
May. 2022

令和4年5月1日発行

編集・発行/田辺市企画広報課
〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1

☎0739(26)9963 0739(22)5310
✉kikaku@city.tanabe.lg.jp □https://www.city.tanabe.lg.jp/

18歳から 大人!

※飲酒、喫煙などは20歳になるまで認められません。

考える!新成人

2022年4月からは、
18歳の誕生日が来たら**大人**です!

**大人なので、
取り消せません。**

成人として扱われるため、
契約を取り消すことが
できなくなります。

**大人なので、
契約できます。**

成人として契約を
一人で結ぶことが
できるようになります。

**大人なので、
必ず確認。**

契約を結ぶ際には、
事前に契約内容を
確認しましょう。

**大人なので、
無理はしない。**

本当に支払いができるのか、
自分の収入に
見合った買い物を。



契約や買い物は、しっかりと「考えて」から。

若者をターゲットにした悪質な商法にも注意しましょう。

契約や買い物で「困ったな」と思ったら、
消費者ホットラインまでお電話ください。

全国共通の電話番号「消費者ホットライン」
188

【田辺市消費生活相談窓口】

自治振興課 市民生活係 (本庁舎3階)

☎相談専用 0739(34)2460 (月・火・木・金) 13時～16時は消費生活相談員が対応)

※消費者庁作成の「18歳から大人」啓発チラシを基に田辺市が作成したものです。

「18歳から大人」の方に、
今知ってほしい情報はこちら!



消費者庁 HP 消費者庁 Twitter